

2024年（令和6年）第11回総会議事録

1 告示年月日 2024年（令和6年）10月16日（水）
2 通知年月日 2024年（令和6年）10月16日（水）
3 開催年月日 2024年（令和6年）10月31日（木）
4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について

6 協議及び報告事項

（1）福山市農地利用最適化推進委員の補充募集について
（2）農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

1番 佐藤 真子	2番 土屋 智樹	3番 沖 賢二	4番 野田 幸男
5番 審諸 孝也	6番 佐藤 泰造	7番 小林 輝仁	8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也	10番 安原 理雄	11番 能宗 秀典	12番 下江 京子
13番 山本 明	14番 須藤 薫雄	15番 谷本 耕造	

8 欠席委員

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局次長	杉原 信広	事務局	藤岡 貴世
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	松原 美和
以上 6名			

11 議事内容

午前10時00分

事務局	定刻になりましたので、ただいまから2024年（令和6年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、全員の出席により、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 6番 佐藤泰造（さとう たいぞう）委員と 議席番号 14番 須藤薰雄（すどう しげお）委員にお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	本日事務局長が公務出張のため本総会を欠席しております。そのため事務局次長である私の方が代理を務めさせていただきます。 2024年（令和6年）第11回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案第3号について、常設審議委員会への意見聴取案件が取り下げとなつたため、「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」から「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正。 また、追加議案第5号として、「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加しています。これは、広島法務局福山支局からの照会日である10月18日から2週間以内に協議会・総会が開催されるため、議案追

事務局 (つづき)	<p>加としています。</p> <p>この議案第3号、第5号が訂正・追加となったため、議案書次第の「4 議事」について、「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正し、「(追加) 議案第5号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加とします。またこれに伴い議案書（別冊）の目次、7ページ、8ページを、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正とします。</p> <p>また議案書（別冊）について訂正事項についてご説明いたします。</p> <p>お配りいたしております、2024年（令和6年）第11回総会議案書 追加・訂正事項をご覧ください。</p> <p>議案書別冊について3ページ14番を取り下げ、6ページ1番の施設欄について、「農家住宅 1棟」を「住宅 1棟」に訂正し、備考欄「経営面積 10,915.89 m²」を削除、7ページ4番を取り下げ、8ページ5番の地種欄について「第3種」を「第2種」に訂正、同ページ9番が取り下げとなっています。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、10月24日の午前9時00分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中 6名の出席により、議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、合計3件について審議しました。</p>
	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、大門町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上</p>

	です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員	西部地区の審議内容について、報告します。
4 番	西部地区では、10月25日の午後1時40分からの現地調査に続き、午後3時55分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。
野 田	委員10名中全員の出席により、議案第1号10件、議案第3号2件、議案第5号1件、合計13件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から11番について報告します。 2番は沼隈町の受人が同町の渡人から、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 3番と4番は関連案件です。 沼隈町の受人である夫婦が、京都市北区の渡人から申請地をそれぞれ譲り受け、新規就農するものです。 5番は田尻町の受人が、東京都杉並区の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。 6番は本庄町の受人が、沼隈町の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。 7番は沼隈町の受人が、岡山県笠岡市の渡人から、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 8番は草戸町の受人が、熊野町の渡人から、申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 9番は沼隈町の受人が、東手城町の渡人から、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 10番は田尻町の受人が、西深津町と他1名の渡人から、申請地の持分を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 11番は新涯町の受人が、箕島町の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、10月25日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員6人全員の出席により、議案第1号4件、議案第4号3件、合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番、13番、15番、16番について報告します。</p> <p>12番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>13番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>15番は、柳津町の受人が、同町五丁目の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>16番は、柳津町の受人が、金江町の渡人から譲り受けた経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、當農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、10月25日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件の合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ17番から5ページ19番について報告します。</p> <p>17番は、駅家町の受人が同町の渡人から自宅に隣接する申請地を譲り受</p>

	<p>け、イチジクや季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番は、駅家町の受人が同町の渡人から大橋営農団地の申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5ページ19番は、新市町の受人3人が西町三丁目の渡人から申請地を贈与により譲り受け、持分3分の1ずつの共有名義にし、水稻を栽培し経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員	神辺地区の審議内容について報告します。
13番 山本	<p>神辺地区では、10月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時10分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号1件の合計5件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ20番と21番について報告します。</p> <p>20番は、申請地の川南の田948m²について、下竹田の渡人から、川南の受人が譲り受け、水稻を耕作して経営規模拡大を図るものです。</p> <p>21番は、申請地の川北の田1、129m²について、川北の渡人から、同居の娘である受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受け、水稻を耕作して新規就農をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	議案第1号の全ての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。

	<p>ます。なお、本日お配りしている調査書につきまして、14ページ14番は取り下げのため消除してください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番	それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ1番について報告します。
安原	<p>1番は、転用者の芦田町の自宅が市街化調整区域の急傾斜地崩落区域に建っているため、500メートル程北側の申請地に戸建住宅を建築するものです。なお、既に造成工事が完了しているため、顛末書の提出を受けています。場所は有磨小学校の南1.3キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はございません。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、大阪市の法人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校の西、約1.2キロメートルです。</p>

	現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番と3番について報告します。
野田	2番は瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場に整備するもの。 場所は、福山市瀬戸小学校より南西に 約200メートルです。 3番は、瀬戸町の借り人が、津之郷町の貸し人から申請地に使用貸借権を設定し借り受け、農家住宅1棟を建築するものです。 場所は、福山市津之郷小学校より東に 約600メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番	それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8ページ5番から6番について報告します。
安原	5番は、受人が自宅で清掃業を営んでおり、従業員や社用車の駐車場が手狭になり、横浜市青葉区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場に転用するものです。 なお、一部は既に駐車場として利用されているため、両者から顛末書の提出を受けています。 場所は駅家中学校の西900メートルの所です。
	6番は、大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、120枚の太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行う計画です。 場所は常金小学校の東100メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生

	じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ7番と8番について報告します。
山本	7番と8番は関連案件です。7番は、申請地の上御領の田870m ² について、上御領の渡人から、8番は、申請地の上御領の田118m ² について、上御領の渡人から、東京都中央区の法人が譲り受けて、合計988m ² の土地に太陽光発電パネル196枚を設置して売電をするものです。場所は御野小学校から、北東へ約500メートルのところです。 現地調査を行いましたが、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議長	事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第3号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、26ページ4番について、取り下げとなっているので、このページは削除してください。 議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、大門町の申請人が、昭和54年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、大門高校の南東、約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 小林	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番から4番について報告します。</p> <p>2番は、本郷町の申請人が、昭和57年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、塚迫池から、東へ約60メートルから約100メートルのところです。</p> <p>3番は、大阪市の申請人が、昭和63年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、塚迫池から、東へ約80メートルのところです。</p> <p>4番は、今津町五丁目ほかの申請人3人が、744番については、昭和44年頃から倉庫敷地として、746番1については、昭和26年頃から庭敷</p>

	<p>として利用しており、さらに甲804番1と甲804番5については、昭和60年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、柳津小学校から、東へ約480メートルないし北東へ約1070メートルのところです。</p> <p>なお、2番と3番は、農振農用地区域内の農地であります、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページ5番について報告します。</p> <p>5番の2筆は、山あいで平成28年から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂して原野になっているものです。</p> <p>1614番1の場所は芦田中学校の北1.3キロメートルの所で、2007番は有磨小学校の北1.4キロメートルの所です。なお、1614番1の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番山本	<p>議案第4号「非農地証明について」9ページ6番について報告します。</p> <p>6番は、新湯野の申請人が、申請地である下竹田の田2筆計1、592m²について、昭和40年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。場所は春日町との境付近のところです。</p> <p>なお、本件は農振農用地区域内の農地であります、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査を行いましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、(追加) 議案第5号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を上程します。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番	議案第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。
野田	1番は、広島法務局福山支局より、10月18日付けで、現況に係る照会がありました。 現地調査したところ、すでに進入路として転用されており、非農地として回答するものです。 場所は、沼隈支所より西南に 約500メートルのところです。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 (追加) 議案第5号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、(追加) 議案第5号は原案のとおり回答することに決定します。
議 長	次に、協議事項「福山市農地利用最適化推進委員の補充募集について」を事務局から説明してください。
事務局	「福山市農地利用最適化推進委員の補充募集について」をご説明いたします。 2024年（令和6年）9月30日付けの第10回総会において、農地利用最適化推進委員の辞任の同意の決議を受けたことにより、現在の福山市農地利用最適化推進委員の第6地区について、定員2人のところ、1人減の状態となっています。 これについて、福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第11条にあります「農業委員会は、推進委員について、解職、失職、辞任等により欠員が生じた場合は、速やかに委員の補充に努めなければならない。」これに基づき、補充のための募集をするものです。 「福山市農地利用最適化推進委員の補充募集及び選任について」（案）をご覧ください。 推進委員の募集人数は第6地区の定員2人のうち欠員の1人です。 なお、募集する推進委員の任期は、農業委員会からの委嘱の日から現行の農業委員の任期満了日の2027年（令和9年）4月30日まで、身分は、福山市の特別職の非常勤職員となり、報酬は、月額44,800円で農業委員と同額です。 募集の期間は、2024年（令和6年）11月1日から11月25日までといたしまして、市広報誌及びホームページで周知を図ります。 募集に係る書類については、今総会で協議頂いたうえで、農業委員会事務局

事務局 (つづき)	<p>及び松永出張所の窓口にて配布並びにホームページからのダウンロードできるようにします。</p> <p>申込書等の提出は、持参又は郵送により本庁の農業委員会事務局へ提出することとし、各出張所では受け付けしません。</p> <p>募集から選任までのスケジュールについては、本年11月1日から募集を開始し、11月13日に申込者の中間公表を経て11月25日の募集締め切り後、11月26日に申込者の最終公表を行います。その後、12月の中旬に選定委員会を開催し、候補者を選定、12月27日の農業委員会総会を経て2月3日以降に農業委員会から委嘱される予定としています。</p> <p>「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）補充募集のご案内」をご覧ください。1ページから4ページにかけて先程ご説明した募集についての詳細が記載されています。</p> <p>なお、昨年度からタブレット端末を利用した活動がはじまっているため、1ページの「2 活動内容（予定）」にその旨を記載しています。</p> <p>5ページからは、申込書となっています。</p> <p>5ページ、6ページの様式第1号は、法人その他の団体による推薦を受けて申込みを行う際に利用する様式です。</p> <p>7ページ、8ページの様式第2-1号は、3人以上の個人による推薦を受けて申込みをする際に使用する様式で、9ページの様式第2-2号は、その推薦者が連名するための別紙となっています。</p> <p>11ページ、12ページの様式第3号は、応募する個人が使用する様式となっています。</p> <p>13ページから15ページは申込書の記載例です。</p> <p>17ページは、様式第1号、様式第2-1号に推薦理由を記載しきれない場合、19ページは様式第3号に応募する理由が記載しきれない場合などにそれぞれ利用する別紙となっています。</p> <p>なお、この案内は、ご協議をいただいた後、表現など若干の修正をする場合がありますので予めご了承いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、意見等発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	意見・質問等について無いようですので、事務局は説明のとおり農地利用最適化推進委員の補充募集についての事務手続きを進めてください。
議 長	次に、報告事項「農地法等に関する専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の10ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、23件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、15ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、16ページから19ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条25件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、20ページから22ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。</p> <p>次に、23ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。

	皆様お疲れ様でした。
事務局	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了いたします。

午前10時35分閉会